

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	揮発油税：外、地方揮発油税：外
		② 上記以外の税目	
3	内容		《制度の概要》 エチレン等の石油化学製品の製造のために揮発油を消費する場合、揮発油税及び地方揮発油税を免除する。
			《関係条項》 租税特別措置法第 89 条の 2
4	担当部局		経済産業省 製造産業局 素材産業課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 5 年 8 月 分析対象期間：平成 30 年 4 月～令和 5 年 3 月
6	創設年度及び改正経緯		昭和 32 年度 創設
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新・素材産業ビジョン中間整理(令和 4 年 4 月)では、化学を含む素材産業は、経済社会をえる基盤をなすとともに高い競争力を有しており、我が国産業全体の競争力の源泉として極めて重要な位置を占める基幹産業であるとしているところ、諸外国において、原料用途の揮発油が非課税とされていることを踏まえ、課税環境の国際的なイコールフットディングを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。
			《政策目的の根拠》 新・素材産業ビジョン中間整理(令和 4 年 4 月)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 課税条件の国際的なイコールフットディングの確保 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国際的なイコールフットディングが図られることを通じて、我が国企業の国際競争力の維持・強化等に寄与。
9y	有効性等	① 適用数	(免税量) 令和元年度 62,812 千 KL 令和2年度 57,516 千 KL 令和3年度 60,843 千 KL 令和4年度 54,552 千 KL 令和5年度 57,637 千 KL (令和元～3年度は国税庁統計年報、令和4年度は石油化学工業協会ほか業界推計、令和5年度は経済産業省試算)

		② 適用額	令和元年度 33,793 億円 令和2年度 31,211 億円 令和3年度 32,734 億円 令和4年度 29,349 億円 令和5年度 31,009 億円 (令和元～3年度は国税庁統計年報、令和4年度は石油化学工業協会ほか業界推計、令和5年度は経済産業省試算)
		③ 減収額	令和元年度 33,793 億円 令和2年度 31,211 億円 令和3年度 32,734 億円 令和4年度 29,349 億円 令和5年度 31,009 億円 (令和元～3年度は国税庁統計年報、令和4年度は石油化学工業協会ほか業界推計、令和5年度は経済産業省試算)
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 揮発油税法による非課税化ではなく、租税特別措置法による免税措置ではあるが、石油化学製品の製造のための揮発油の消費にかかる揮発油税等が免除されているため、実質的には国際的なイコールフットINGは確保されており、我が国企業の国際競争力の維持・強化等に、一定程度、寄与しているものとする。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 原料用途の揮発油に係る課税環境は国際的なイコールフットINGが実質的には確保されている。
		⑤ 税収減を是認する理由等	揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の石油化学製品の原料であり、石油化学産業の基礎となるものである。仮に、現行の揮発油税(53,800 円/KL)がそのまま課税されることになれば、全体で約 3.1 兆円もの巨額な追加負担が、石油化学製品を利用するすべての製造業のコストとなり、製造業全体の国際競争力を低下させる懸念がある。 また、原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の揮発油により作られた輸入製品への置き換えを招く可能性がある。加えて、石油化学産業のサプライチェーンには、中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営も圧迫することになる。 したがって、将来における石油化学産業の継続的な事業活動を確保するために、本措置は有効である。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	諸外国において、原料用途の揮発油及びみなし揮発油が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフットINGを確保するためのものであり、補助金等の代替手段ではなく、税制措置として非課税化することは妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	・石油化学製品製造用輸入揮発油に係る石油石炭税の免税措置 ・石油化学製品原料用国産揮発油に係る石油石炭税の還付措置 ・石油化学製品製造用輸入揮発油に係る関税の無税措置 ・移出または引取りに係る揮発油またはみなし揮発油の特定用途免税 ・石油化学製品製造用の軽油にかかる非課税措置 石油化学製品の原料に課税しないという国際的なイコールフットINGを確保すべく、目的や対象行為に応じて措置が講じられている。

		③ 地方公共団 体が協力す る相当性	—
11	有識者の見解		特になし
12	評価結果の反映の方向性		特になし
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期		平成 30 年 8 月